

後期高齢者医療制度の平成30・31年度の保険料率が決まりました。

■ 問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎ 8 2 1 - 4 5 2 6

- 被保険者均等割額 54,394円（平成28・29年度から据え置き）
- 所得割率 11.42%（平成28・29年度から据え置き）

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆様方に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、平成30・31年度の保険料率については、平成28・29年度から据え置くこととなりました。

※平成30年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

★保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたり定額の保険料} \\ \text{〔被保険者均等割額〕} \\ \hline \text{54,394円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得に応じた保険料} \\ \text{〔所得割額〕} \\ \hline \text{賦課基準額} \times 11.42\% \\ \hline \end{array}$$

- 賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は62万円です。（※100円未満切り捨て）

- 1人あたりの年間保険料の上限額が57万円から62万円に変わりました。

中間所得者層の方の保険料負担とのバランス等を考慮し、1人あたりの年間保険料の上限額が、平成30年度分の保険料からは、62万円となります。

◆保険料の軽減について（対象者の一部拡大）

保険料については、下表のような軽減措置があります。平成30年度分の保険料からは、所得の少ない方の保険料負担の軽減のため、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象者が広がります。

- 【被保険者均等割額の軽減】（9割・8.5割軽減は変更なし）

★軽減は、世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額（※）の状況により判定します。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		改正前	改正後
5割	27,197円	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下
2割	43,515円	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

※65歳以上で公的年金の所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

- 【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険など）の被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。

- 【所得割額の軽減が廃止されます。】

制度の持続性を高めるため、また、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担応力に応じた負担を求める観点から、平成30年度からは、所得割額の軽減措置が廃止となります。

（注） 保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。
世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。